

熊本県福祉サービス第三者評価結果公表基準（概要版）

1 福祉サービス事業者情報

(1) 事業者概要

事業所名称： (施設名) 津奈木保育園	種別：認可保育所
代表者氏名： (管理者) 林 裕子	開設年月日： 令和6年4月1日
設置主体： 社会福祉法人 水俣福祉会 経営主体： 津奈木保育園	定員： 40 名 (利用人数) 38 名
所在地： 〒869-5603 熊本県芦北郡津奈木町岩城82番1	
連絡先電話番号： 0966-78-2049	FAX番号： 0966-78-2066
ホームページアドレス	https://www.mmsst.info/

(2) 基本情報

サービス内容（事業内容）	施設の主な行事
子どもたちの健やかな育ちと保護者の就労支援を両立するため、通常保育を中心に、延長保育・一時預かり・障がい児保育・地域子育て支援事業など多様な保育サービスを展開。地域に開かれた保育所として、子どもと家庭、地域をつなぐ役割を果たしています。	入園式・夕涼み会(年長)・運動会・お遊戯会 地域のイベント参加(年2回)・消防点検(年1回)
居室概要	居室以外の施設設備の概要
年齢や発達段階に応じた保育室、乳児用ほふく室、調乳室、調理室、事務室、遊戯室 トイレ・手洗い、玄関ホール	園庭・屋外遊技場、倉庫・物品庫、駐車場

2 施設・事業所の特徴的な取組

<p>当園では、子ども一人ひとりの主体的な育ちを大切に、「自由保育」を基本とした保育を行っています。子どもたちが自ら遊びを選び、試し、失敗し、また挑戦する中で、自立心や社会性、創造力を培っています。保育者は子どもの気づきや感情に丁寧に寄り添いながら、必要な環境や援助を提供しています。</p>
--

3 評価結果総評

<p>◆特に評価の高い点</p> <p>【経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている】</p> <p>事業経営をとりまく環境と経営状況を的確に把握・分析をされて、それに基づいて、2024年～2029年の「中長期計画」を策定されています。中長期計画には、中長期目標として、①保育の質の向上、②職員の確保と育成、③地域との連携強化、④子育て支援機能強化、⑤施設・環境の整備、ICT・業務の効率化と具体的な目標を策定し、その目標</p>
--

に対し、中長期目標、主な具体的取組、成果指標（KPI）を策定されて、取組まれていることがうかがえました。

【子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している】

園ではコーナー保育を取り入れ、ままごと、なりきり（コスプレ）、積み木、ブロック、卓上、絵本など、子ども自身がその日に行いたいことを自分で考えるように取組まれています。身近な自然と触れ合うことが出来るように、園の芋畑やプランターでの野菜などの栽培や収穫、気候が良い時には川沿いなどの散歩に行かれています。

【地域との関係が適切に確保されている】

保育所や子どもの地域との交流として、園児は町の夏祭りに参加されています。秋のふれあい祭りに作品を提出されています。赤い羽根募金では社会福祉協議会と一緒に活動されています。例年、町の温泉施設に立てるのぼり旗の作成もされていることがうかがえました。町の男女共同参画に参加している職員もいます。

◆改善を求められる点

【町立保育園から津奈木保育園に移行して日が浅いため、新しい考え方について理解を深める】

園は町立保育園として1955年に開園し、1980年に現在地に移転。2024年4月から町立保育園の運営を母体の社会福祉法人に移管し、新たに「津奈木保育園」としてスタートされました。社会福祉法人の理念や基本方針、保育の考え方や方法（マニュアルなど）について、より一層職員の理解が深まるための取組の工夫が期待されます。

【適切なホームページの整理】

ホームページが現在、システムの転換途中とのことで、他園との情報が混ざっている状況のため、今後は、より一層の適切な情報公開が期待されます。

4 第三者評価結果に対する事業者のコメント（400字以内）

第三者評価を受け、日々積み重ねてきた保育を客観的な視点で見直す良い機会を頂きました。そこで生活する一人ひとりを大切にする姿勢や、安全で安心できる環境づくりについて評価をいただき、私たちの取り組みが確かな形で実を結んでいることを実感しました。一方、開園2年目という発展段階にある園として、理念や保育観を職員間でより深く共有し、同じ方向を向いて実践していくための工夫が今後の課題として明らかになりました。また、園の考え方や日々の保育の様子を広く伝える手段として、ホームページの早期完成にも取り組みも行いたいと思います。今回の評価を成長の糧とし、園全体で学び合いながら、より信頼される保育園づくりをこれからも進めていきたいと考えております。NPO法人九州評価機構の皆様には丁寧で温かなご対応と貴重なご助言を賜り、心より感謝申し上げます。

(別記)

(公表様式1)

熊本県福祉サービス第三者評価結果公表基準

【保育所版】

◎評価機関

名 称	NPO法人 九州評価機構
所 在 地	熊本市中央区神水2丁目5番22号
評価実施期間	R7年3月4日～R7年12月18日
評価調査者番号	① 12-004
	② 13-002
	③ 18-002
	④ 23-011

1 福祉サービス事業者情報

(1) 事業者概要

事業所名称： (施設名) 津奈木保育園	種別：認可保育所
代表者氏名： (管理者) 林 裕子	開設年月日： 令和6年4月1日
設置主体： 社会福祉法人 水俣福祉会 経営主体： 津奈木保育園	定員： 40 名 (利用人数) 38 名
所在地： 〒869-5603 熊本県芦北郡津奈木町岩城82番1	
連絡先電話番号： 0966-78-2049	FAX番号： 0966-78-2066
ホームページアドレス	https://www.mmsst.info/

(2) 基本情報

サービス内容 (事業内容)	施設の主な行事																								
子どもたちの健やかな育ちと保護者の就労支援を両立するため、通常保育を中心に、延長保育・一時預かり・障がい児保育・地域子育て支援事業など多様な保育サービスを展開。地域に開かれた保育所として、子どもと家庭、地域をつなぐ役割を果たしています。	入園式・夕涼み会(年長)・運動会・お遊戯会 地域のイベント参加(年2回)・消防点検(年1回)																								
居室概要	居室以外の施設設備の概要																								
年齢や発達段階に応じた保育室、乳児用ほふく室、調乳室、調理室、事務室、遊戯室 トイレ・手洗い、玄関ホール	園庭・屋外遊技場、倉庫・物品庫、駐車場																								
職員の配置																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職 種</th> <th>常勤</th> <th>非常勤</th> <th>資 格</th> <th>常勤</th> <th>非常勤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>園長</td> <td>1</td> <td></td> <td>保育士</td> <td>6</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>副園長</td> <td>1</td> <td></td> <td>心理カウンセラー</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保育士</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>調理士</td> <td>1</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職 種	常勤	非常勤	資 格	常勤	非常勤	園長	1		保育士	6	3	副園長	1		心理カウンセラー	1		保育士	5	3	調理士	1	
職 種	常勤	非常勤	資 格	常勤	非常勤																				
園長	1		保育士	6	3																				
副園長	1		心理カウンセラー	1																					
保育士	5	3	調理士	1																					

保育補助		2			
調理士	1				
調理補助	1				
合 計	9	5	合 計	8	3

※ 資格の種別は、保健・福祉・医療に関するものを記入してあります。

※ 複数の資格を持ち重複計上している場合があるため、職種と資格の数は必ずしも一致しません。

2 理念・基本方針

【理念】

豊かな創造性を持った子どもたちの健全育成を使命として社会に貢献し、常に期待される施設を目指します。

子どもたちは、未来へ可能性をいっぱい秘めた天才です。その限りない想像力や可能性を引きだし、良くするためサポートするのが私たち大人の使命です。水俣福祉会は、体験学習を通して、子ども達の「生きる力」を身につける教育を大切にしています。

職員がそれぞれの役割を担い、ただお預かりする保育に留まらない、学びの場の提供を目指し、深い愛情とたゆまぬ向上心により、子どもたちが安心して生活できる施設づくりを実践していきます。

【保育方針】

保育所は、乳幼児が生涯にわたり人間形成の基礎を養う、きわめて重要な時期に、その生活の大半を過ごす場所です。

保育所における保育の基本は、家庭や地域社会との連携を密にして、家庭保育の補完を行い子どもたちが、健康で安定した生活の出来る環境を整えることと考えております。

当保育所は、子どもたちが自己を十分に発揮しながら活動することにより、心身が共に健全に発達し、人の心の痛みがわかる子ども育成に努めております。

3 施設・事業所の特徴的な取組

当園では、子ども一人ひとりの主体的な育ちを大切にし、「自由保育」を基本とした保育を行っています。子どもたちが自ら遊びを選び、試し、失敗し、また挑戦する中で、自立心や社会性、創造力を培っています。保育者は子どもの気づきや感情に丁寧に寄り添いながら、必要な環境や援助を提供しています。

4 第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和7年 3月 4日（契約日） ～ 令和 7年12月18日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	0 回（平成・令和 年度）

5 評価結果総評

◆特に評価の高い点

【経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている】

事業経営をとりまく環境と経営状況を的確に把握・分析をされて、それに基づいて、2024年～2029年の「中長期計画」を策定されています。中長期計画には、中長期目標として、①保育の質の向上、②職員の確保と育成、③地域との連携強化、④子育て支援機能強化、⑤施設・環境の整備、ICT・業務の効率化と具体的な目標を策定し、その目標に対し、中長期目標、主な具体的取組、成果指標（KPI）を策定されて、取組まれていることがうかがえました。

【子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している】

園ではコーナー保育を取り入れ、ままごと、なりきり（コスプレ）、積み木、ブロック、卓上、絵本など、子ども自身が行いたいことを自分で考えるように取組まれています。身近な自然と触れ合うことが出来るように、園の芋畑やプランターでの野菜などの栽培や収穫、気候が良い時には川沿いなどの散歩に行かれています。

【地域との関係が適切に確保されている】

保育所や子どもの地域との交流として、園児は町の夏祭りに参加されています。秋のふれあい祭りに作品を提出されています。赤い羽根募金では社会福祉協議会と一緒に活動されています。例年、町の温泉施設に立てるのぼり旗の作成もされていることがうかがえました。町の男女共同参画に参加している職員もいます。

◆改善を求められる点

【町立保育園から津奈木保育園に移行して日が浅いため、新しい考え方について理解を深める】

園は町立保育園として1955年に開園し、1980年に現在地に移転。2024年4月から町立保育園の運営を母体の社会福祉法人に移管し、新たに「津奈木保育園」としてスタートされました。社会福祉法人の理念や基本方針、保育の考え方や方法（マニュアルなど）について、より一層職員の理解が深まるための取組の工夫が期待されます。

【適切なホームページの整理】

ホームページが現在、システムの転換途中とのことで、他園との情報が混ざっている状況のため、今後は、より一層の適切な情報公開が期待されます。

6 第三者評価結果に対する事業者のコメント（400字以内）

第三者評価を受け、日々積み重ねてきた保育を客観的な視点で見直す良い機会を頂きました。そこで生活する一人ひとりを大切にする姿勢や、安全で安心できる環境づくりについて評価をいただき、私たちの取り組みが確かな形で実を結んでいることを実感しました。一方、開園2年目という発展段階にある園として、理念や保育観を職員間でより深く共有し、同じ方向を向いて実践していくための工夫が今後の課題として明らかになりました。また、園の考え方や日々の保育の様子を広く伝える手段として、ホームページの早期完成にも取り組みも行いたいと思います。今回の評価を成長の糧とし、園全体で学び合いながら、より信頼される保育園づくりをこれからも進めていきたいと考えております。NPO法人九州評価機構の皆様には丁寧で温かなご対応と貴重なご助言を賜り、心より感謝申し上げます。

7 第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

（参考） 利用者調査の手法等

調査の手法	対象者	対象数(人)	基準数に満たない場合の理由
アンケート調査	利用者本人	20	
	家族・保護者		
聞き取り調査	利用者本人		
	家族・保護者		
観察調査	利用者本人		

第三者評価結果

※すべての評価細目について、判断基準(a・b・cの3段階)に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>園は町立保育園として1955年に開園し、1980年に現在地に移転。2024年4月から町立保育園の運営を母体の社会福祉法人に移管し、新たに「津奈木保育園」としてスタートされました。法人の理念、保育方針、保育目標はホームページや入園のしおりなどに記載されています。理念、保育方針などの職員への周知として、民営化後に朝礼で読み上げ、プリントを配布されていることがうかがえました。理念、保育方針などの保護者への周知として、入園する時に説明をするように努められていることがうかがえました。</p> <p>津奈木保育園に移行して日が浅く、理念について、より一層の職員への共有化を深めるための取組が期待されます。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a ・b・c
<p><コメント></p> <p>事業経営をとりまく環境と経営状況を的確に把握・分析をされて、それに基づいて、2024年～2029年の「中長期計画」を策定されています。中長期計画には、法人のミッション、地域と園の現状分析、中長期目標と取組内容、年度別進行計画(例)、津奈木町の現状を記載されています。</p>		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a ・b・c
<p><コメント></p> <p>事業経営をとりまく環境と経営状況を的確に把握・分析をされて、それに基づいて、2024年～2029年の「中長期計画」を策定されています。中長期計画には、経営課題として、中長期目標と取組内容、年度別進行計画(例)を記載されて、取組まれていることがうかがえました。中長期計画は作成後理事会に報告されて、役員間での共有に努められています。</p>		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>事業経営をとりまく環境と経営状況を的確に把握・分析をされて、それに基づいて、2024年～2029年の「中長期計画」を策定されています。中長期計画には、中長期目標として、①保育の質の向上、②職員の確保と育成、③地域との連携強化、④子育て支援機能強化、⑤施設・環境の整備、ICT・業務の効率化と具体的な目標を策定し、その目標に対し、中長期目標、主な具体的取組、成果指標（KPI）を策定されて、取組まれていることがうかがえました。土地・建物は現在も町の所有の為に、施設・環境の整備については、町と話し合いながら進められています。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>中長期計画を踏まえた、津奈木保育園の「(単年度の)事業計画」を策定されています。「(単年度の)事業計画」は、①計画の目的、②本年度の重点目標、③重点取組内容とKPI（重要業績評価指標）、④年間重点目標、⑤年間行事予定（主なもの）、⑥安全・衛生・防災体制、⑦自己評価とアンケートの実施予定、⑧その他、⑨モニタリング・評価方法を記載し、取組まれていることがうかがえました。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>2024年4月から町立保育園の運営を母体の社会福祉法人に移管し、新たに「津奈木保育園」としてスタートされたため、「(単年度の)事業計画」は、前年度の職員の動きや普段の会話から、中長期計画をベースに、「ここが大切なのは？」と思うことを、職員へ「どう思う?」「何ができるか」「何を変えていけるのか」など聞きながら、策定されたことがうかがえました。「(単年度の)事業計画」を策定後、朝礼や回覧などで職員の周知に努められていることがうかがえました。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a・㉡・c
<p><コメント></p> <p>「(単年度の)事業計画」の保護者への直接の周知までは確認できませんでした。「中長期計画」、「(単年度の)事業計画」の主な内容について、2024年4月から町立保育園の運営を母体の社会福祉法人に移管する際に、園の今後について、行政、保護者、地域住民と話し合い、決定されていることがうかがえました。</p>		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>保育の質の向上に向けた組織的な取組として、朝礼ミーティング（申し送りや感染症の予防、事故防止や対応方法の確認・共有、意見や要望の対応方針、家庭との連携について協議）、職員会議（園の運営方針、年間・月間行事、保育内容の共有）、クラス会議（クラス内での子どもの様子や課題の共有、指導計画の確認など）、給食会議（調理員・保育士で食育やアレルギー対応及びメニューや喫食状況を話し合う）、保護者役員会（保護者会役員と園職員とで、園の運営方法について話し合う）があります。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・Ⓑ・c
<p><コメント></p> <p>職員は全国保育士会の「保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト～「子どもを尊重する保育」のために～」を用いて年に2回セルフチェックを実施されています。評価結果にもとづき、言葉の掛け方等、同じ様な悩みがあったら園長より「ここを気をつけましょう」と伝えていることがうかがえました。</p>		

II 組織の運営管理

II-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>2024年4月から町立保育園の運営を母体の社会福祉法人に移管し、新たに「津奈木保育園」としてスタートされました。これまで町立保育園でのやり方も大切に、園長は、「まずは先生たちのことを教えてください」という考えを持ち、自らの役割と責任を職員や保護者に対して表明し、理解を図られていることがうかがえました。</p>		
11	II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・Ⓑ・c
<p><コメント></p> <p>園長は、法人で運営する3園での情報共有、隔月会開催の葦北郡園長会、熊本県保育協会の会議、ニュースなどから遵守すべき法令等を正しく理解するために取組まれていることがうかがえました。園長は、職員への周知として、朝礼などで伝えるように努められていることがうかがえました。</p>		
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>園長は保育の質の向上に意欲を持ち、現場を知るために、現場に入り一緒に保育をし、職員への実演や直接の指導、会議などを通じて、指導力を発揮されていることがうかがえました。</p>		

13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>2024年4月から町立保育園の運営を母体の社会福祉法人に移管し、新たに「津奈木保育園」としてスタートされました。現在、町立保育園でのやりかたを大切にしながら、民営化による変化に取組まれています。業務を見直すことで記録などの時間を減らし、その時間を子どものことへの理解を深めたりする時間を増やし、園のICTの導入やコーナー遊びの充実などに取組まれています。</p>		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>法人として、逆ピラミッド型組織として捉え、園児を第一として、その次に表に立つ職員がきて、何かあれば園長や法人が責任を取るという考え方をされていることがうかがえました。その結果などで、法人として、職員の定着率が高いことがうかがえました。</p>		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・㉑・c
<p><コメント></p> <p>人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）について、入職時に一人ずつ面談され説明されていることがうかがえました。</p>		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>職員の働きやすい職場づくりについて、職員の意見を聞き、職員間で協力して、取組まれていることがうかがえ、その結果が職員の自己評価などから確認されました。</p>		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・㉑・c
<p><コメント></p> <p>職員一人ひとりの育成に向けた取組として、キャリアアップ研修を受けることを促進したりされていることがうかがえました。</p> <p>今後は、職員一人ひとりの目標の設定について、コミュニケーションのもとで上司と話し合い、設定するなどの取組の工夫が期待されます。</p>		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・㉑・c
<p><コメント></p> <p>研修について、行政、社会福祉協議会、保育協会などが主催する外部研修で、研修案内が届いた分については、職員への参加を促すなどに努められていることがうかがえました。</p>		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a・㉑・c
<p><コメント></p> <p>行政、社会福祉協議会、保育協会などが主催する外部研修に関する情報提供は、回覧や参加の促しなど、適切に行うように努められています。新人職員に対してはメンター制度を採用して勤続3年以上の職員と一緒に育てるような制度を取られていることがうかがえました。</p>		

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>2024年4月から町立保育園の運営を母体の社会福祉法人に移管し、新たに「津奈木保育園」としてスタートされました。まだ、昨年度と今年度の実習希望者はいない状況です。法人として他園で実習生の受入れをされているので、その経験を活かし、受け入れられることがうかがえました。</p> <p>今後は、事業所独自の、実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する、基本姿勢の明文化や、マニュアルの整備などが期待されます。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>運営の透明性を確保するための情報公開としてホームページを活用されています。</p> <p>現在、調査時に言われたように、ドメイン更新を機会に、システムの転換途中とのことで、他園との情報が混ざっている状況のため、今後は、より一層の適切な情報公開が期待されます。</p>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>法人の経理については理事長が対応されています。県からの監査を受け、内部監査を実施されています。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a ・b・c
<p><コメント></p> <p>保育所や子どもの地域との交流として、園児は町の夏祭りに参加されています。秋のふれあい祭りに作品を提出されています。赤い羽根募金では社会福祉協議会と一緒に活動されています。例年、町の温泉施設に立てるのぼり旗の作成もされていることがうかがえました。町の男女共同参画に参加している職員もいます。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>ボランティアとして、民生委員の方などが毎月来られ、絵本の読み聞かせや昔遊び（お手玉・コマ・だるまさんがころんだ・あやとり・竹馬等）をされます。中学生の職場体験や小学校からの交流を受け入れられています。</p> <p>今後は、ボランティア受入れについて、登録手続き、ボランティアの配置、事前説明などに関する項目が記載されたマニュアルの整備などが期待されます。</p>		

Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	㉑・b・c
<コメント> 地域の関係機関として、役場、民生委員、小学校、中学校、社会福祉協議会、療育施設などと連携されています。役場のコーディネーター会議、子ども子育て会議、学校運営委員会会議などの会議に参加されています。		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	㉑・b・c
<コメント> 法人として昭和44年から現在まで水俣市の地域を中心として活動をされています。前項目の地域の関係機関との連携を通じて、地域の福祉ニーズ等の把握に努められていることがうかがえました。		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	㉑・b・c
<コメント> 地域のコミュニティの活性化や街づくりなどへの貢献として、まつりなどの地域行事への参加、子ども達の絵による町の温泉施設に立てるのぼり旗の作成などが実施されています。		

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・㉑・c
<コメント> 法人として、「不適切保育防止のためのガイドライン～保育の質の確保・向上をめざして～」を策定されています。これは、子どもの人権・人格の尊重は、従前より児童福祉の本格的な理念です。しかし、近年、子どもの気持ちに寄り添い、その人権・人格を尊重するという意識の高まりの中、かつては特段問題とは認識されていなかった行為や言動でも、より高度な配慮が求められるようになったと言えます。本ガイドラインの作成をきっかけに、これまで以上に、一人ひとりの子どもの「最善の利益」が活発に語られる保育現場の風土が醸成されることを期待して、策定されています。「保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト」に基づくセルフチェックを半年毎に実施されています。園長から朝礼や会議などで、気になったこと、報道などで知った他園の事例などを話し、職員の理解を深めるように努められていることがうかがえました。 今後は、職員が子どもを尊重した保育についてのより一層の理解を深める為に、「不適切保育防止のためのガイドライン～保育の質の確保・向上をめざして～」を基にした研修などの取組の工夫が期待されます。		

29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a・ ⑥ ・c
<p><コメント></p> <p>法人として、「不適切保育防止のためのガイドライン～保育の質の確保・向上をめざして～」を策定されています。この中に、着替えや排せつに関する内容があり、プライバシーの配慮について具体的に記載されています。この他に、例えばプールではラッシュガードを着用する、子どもの写真について男の子でも上半身の撮影はNGなど、子どものプライバシー保護に配慮した保育について確認しました。</p> <p>今後は、子どものプライバシー保護について、職員への研修など、より一層の理解を図るための取組の工夫が期待されます。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a・ ⑥ ・c
<p><コメント></p> <p>理念などはホームページを活用して公開されています。見学は園長か主任が対応されていることがうかがえました。その際には、入園のしおり、離乳食の表を活用し説明されていることがうかがえました。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a・ ⑥ ・c
<p><コメント></p> <p>保育の開始時には、入園のしおりなどを用いて、保護者などに説明に努められています。利用中は、お便りなどのプリントの配布や電子メールなどを用いて説明に努められていることがうかがえました。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a・ ⑥ ・c
<p><コメント></p> <p>保育の継続性に配慮されて、保育所などの変更にあたり、保護者の希望があれば、書類に情報を記載し、それを保護者に渡されて、保護者から次の園に渡してもらうようにされていることがうかがえました。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・ ⑥ ・c
<p><コメント></p> <p>日々の保育の中で、子どもたちが良く笑っているのか、安心しているか、遊びに集中しているのかなどの観察に努め、「またやりたい」、「楽しかった」などの喜びの声や不満の声を拾うように努められていることがうかがえました。利用者満足に関する調査として、イベント後に保護者の方にアンケートを実施されています。その結果を保護者会で伝えられています。</p> <p>今後は、「(単年度の)事業計画」に記載された、保護者満足の上昇の為に、保護者アンケートによるフィードバック収集などの取組が期待されます。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	① ・b・c
<p><コメント></p> <p>苦情解決の体制が整備されており、苦情解決の仕組みについて「入園のしおり」の、「4. 苦情申し出窓口の設置について、ご意見・ご要望の相談における第三者委員の役割について」に記載されています。そこには第三者委員の名前と電話番号、「ご意見・ご要望を第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます」と記載し、保護者などから第三者委員へ直接相談できるようにされています。玄関に意見箱を設置されています。</p>		

35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>保護者が相談や意見を伝える手段として、お便り帳、担任などクラスの職員、電話、事務室にいる職員への声かけなどがあり、事務室にいる職員への声かけが一番多いことがうかがえました。相談をしやすい、意見を述べやすい場所の設定などに配慮していることがうかがえました。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>職員が保護者からの相談や意見を受けた際は、主任、副園長、園長に報告を行い、組織的に対応するように努められていることがうかがえました。</p> <p>今後は、相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討などについて定めたマニュアルの整備と職員への周知などが期待されます。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>「重大事故防止（危機管理）マニュアル」を策定し、職員への周知として各クラスに配布されています。子どもの安心と安全を脅かす事例の収集として、負傷、ヒヤリハット記録を作成し、何かあれば、朝礼などで周知に努められていることがうかがえました。</p> <p>今後は、職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を実施するなどよりいっそうの理解を深めるための取組の工夫が期待されます。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>感染症の予防と発生時などの対応マニュアルとして「衛生管理・応急処置 健康管理マニュアル」が策定されています。感染症が発生した時は、マニュアルや県の方針を確認されて、それを元に対応されていることがうかがえました。食中毒やおう吐処理についての内部研修を実施されています。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>毎月火災訓練を実施、更に地震訓練、園の横に川があるので高いところへ避難をする津波の訓練、救急救命も実施されています。備蓄リストを作成し、給食室で管理されていることがうかがえました。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>保育についての標準的な実施方法の文書化として、「重大事故防止（危機管理）マニュアル」、「津奈木保育園防災計画」、「衛生管理・応急処置健康管理」、「給食管理マニュアル」、「不適切保育防止のためのガイドライン～保育の質の確保・向上をめざして～」など策定されています。</p> <p>今後は、標準的な実施方法について研修などにより職員により一層周知徹底するための取組の工夫が期待されます。</p>		

41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	Ⓐ・b・c
<コメント> 「保育安全計画」の「(2)マニュアルの策定・共有」に、見直し（再点検）予定時期を記載し、マニュアル等は年に1回程度の頻度で見直し（再点検）をされていることがうかがえました。		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	a・Ⓑ・c
<コメント> 指導計画は各クラスで作成し、園長と主任に提出し、確認されています。		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a・Ⓑ・c
<コメント> 指導計画は各クラスで評価・反省を実施して、園長と主任に提出し、定期的に評価・見直しをされています。		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	a・Ⓑ・c
<コメント> 2024年4月から町立保育園の運営を母体の社会福祉法人に移管し、新たに「津奈木保育園」としてスタートされました。園の全ての先生が園に通う全ての子どもの状況などを把握できるように、朝礼、職員会議、クラス会議、ケース会議などで情報を共有するように努められていることがうかがえました。記録などのICT化を進められています。		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a・Ⓑ・c
<コメント> 主任が個人情報管理者となり、「個人情報管理規定」を策定し、それに基づいて子どもに関する記録の管理をされています。個人情報の保管年数は記載せず、法人の開設から記録を保管するように努められています。		

<内容評価基準>

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 全体的な計画の作成		
A①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a・Ⓑ・c
<コメント> 全体の計画は、園の理念、方針に基づいて、年度末に副園長が作成し、毎年見直しをされています。		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	Ⓐ・b・c
<コメント> 2024年4月から町立保育園の運営を母体の社会福祉法人に移管し、新たに「津奈木保育園」としてスタートされました。園の改修などは、園の「こうしたい」という要望を町に伝え、町と話し合い、取組まれています。園庭の草刈りなどでは、法人の環境整備専門の職員が実施されていることがうかがえました。		

A③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>2024年4月から町立保育園の運営を母体の社会福祉法人に移管し、新たに「津奈木保育園」としてスタートされました。園の全ての先生が園に通う全ての子どもたちの状況を把握できるように、情報を共有するように努められていることがうかがえました。クラスで困り感のある子については、朝礼やケース会議などで共有し、適切な対応をするように努められていることがうかがえました。</p>		
A④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>一人ひとりの子どもたちの生活習慣を身につけるために、園での様子を把握して、年齢だけでなく個別に対応し、子どもたちの家族に相談や家庭での様子の把握を努め、実施されていることがうかがえました。</p>		
A⑤	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもたちの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>園ではコーナー保育を取り入れ、ままごと、なりきり（コスプレ）、積み木、ブロック、卓上、絵本など、子ども自身が行いたいことを自分で考えるように取組まれています。身近な自然と触れ合うことが出来るように、園の芋畑やプランターでの野菜などの栽培や収穫、気候が良い時には川沿いなどの散歩に行かれています。</p>		
A⑥	A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>乳児保育（0歳児）において、一人ひとり成長が違うので、本などに書かれている成長ではなく、その子自身に合わせて保育を行うように努められています。乳児湿疹やおむつかぶれなど、その子の健康に注意されています。</p>		
A⑦	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>3歳未満児（1・2歳児）の保育において、頑固だったり、噛みつきがあったり、保護者から離れて一人になると泣くなど色々ありますが、一人ひとりの成長や性格に応じて対応され、ゆっくりと自分のペースで対応するように努められています。</p>		
A⑧	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>3歳以上児の保育において、園内のクラスの遊具や備品の配置、コーナー遊びの準備など、その年に利用する子どもたちの成長に合わせて、4月に担任が考え、半年単位で様子を見て見直しなどをされていることがうかがえました。各コーナー毎に一度に遊べる定員を決めており、定員いっぱいな状態で遊びたい場合は、「ちょっと待とうね」と声をかけ待つことも教えるように努められています。職員の指導による和太鼓や、畑に交代で水やりを行い、野菜の収穫などをされています。</p>		

A⑨	A-1-(2)-⑧ 障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・ ⑥ ・c
<p><コメント></p> <p>障がいのある子どもの保育について、必要に応じて朝礼やケース会議（個別支援会議）で話し合い、情報の共有と保育内容の検討を行い、適切な対応をするように努められています。療育施設に通っている場合は、その施設の職員と情報共有を行い、適切な対応をするように努められています。担当の職員が外部研修に行き、必要な知識や情報を得るよう努められています。</p>		
A⑩	A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	① ・b・c
<p><コメント></p> <p>朝は7時から登園児の受入れを開始され、8時30～9時頃まで合同保育を行い、それから各クラスへ別れます。夕方は17:00から合同保育になります。朝は保育士に加えて短時間勤務職員の配置に努められています。朝から眠そうな子どもがいた場合は、まず検温を実施し、眠たい場合は寝せるようにされています。子どもの状況について、保育士間の引継ぎが行われるように、夕方から明日への申し送りは手書きで残すようにされています。</p>		
A⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	① ・b・c
<p><コメント></p> <p>保育所と小学校等との連携とし、子どもの育ちを小学校につなぐために、幼保小中連携部会の開催等や、小学生の子どもが園に来る里帰り交流、園の先生が小学校に授業参観に行き、小学校の1日体験入学、小学校、中学校、保育園合同の校区内の災害訓練などが実施されています。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A⑫	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	① ・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもの健康管理に関するマニュアルとして、「衛生管理・応急処置 健康管理マニュアル」を策定されています。毎日検温を行い、その際に子どもの様子を見て異常がないかを確認するように努められています。虫歯予防の為に緑茶を提供し、うがいが上手にできる4歳以上の子ども達には、保護者などに実施承諾を確認し、子ども用のフッ素洗口液でうがいをするようにされています。保護者に対し、園の子どもに関する方針などは、「入園のしおり」で周知に努められています。文章を配布して、保護者に乳幼児突然死症候群（SIDS）に関する必要な情報の提供に努められています。</p>		
A⑬	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	① ・b・c
<p><コメント></p> <p>身体測定は毎月、内科検診を春と秋の年に2回、歯科検診を年に1回実施して、保護者などに報告されています。歯科検診、内科検診の結果の保護者への周知について「衛生管理・応急処置 健康管理マニュアル」に記載し、取組まれています。歯科検診の結果は保護者へお伝えし、虫歯の放置は「デンタルネグレクト」とも言われかねないことを保護者に理解していただくように努められ、コミュニケーションとして「仕上げみがき」の提案をされていることがうかがえました。健康診断の結果を保護者へお伝えする際には、施設長などが話し合い、話し方を検討し伝えていることがうかがえました。</p>		

A⑭	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。	a・b・c
<p><コメント> アレルギー対応に関するマニュアルとして、「衛生管理・応急処置 健康管理マニュアル」を策定されています。マニュアルには、アナフラキシーショック、エピペンについて記載されています。食物アレルギーに対しては、主治医から食物アレルギーと診断された場合には、除去食の指示に従って対応されています。昼食にアレルギー物質が混ざらないように、食器を変え、名前札を置くようにされています。</p>		
A-1-(4) 食事		
A⑮	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a・b・c
<p><コメント> 子どもが食について関心を高めるための取組として、菜園活動、つなぎわくわくファーム（芋、玉ねぎ、ミニトマトなど）、として子ども達が水やりや収穫の体験を得るように取組まれています。収穫した野菜は園の昼食に出す際に「みんなが収穫した野菜だよ」と伝えられていることがうかがえました。その日に食べる量は、子ども達が食べる前に職員に伝え、自分の食べられる量を把握するように努められています。</p>		
A⑯	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a・b・c
<p><コメント> 毎月、給食会議を実施し、調理員と保育士で、食育やアレルギー対応及びメニューや喫食状況（メニューの感想、子ども達の食べた量、食事の形など）を話し合われています。調理員は食事の様子を見に行くように努められています。その日使うものはその日に配達してもらうようにしています。季節に応じた行事食を提供されています。</p>		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A⑰	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a・b・c
<p><コメント> 連絡帳や送迎の時を活用して家庭との日常的な情報交換を行われています。保護者と子どもの成長を共有できるように、さくら組おたのしみ会、夏祭り、運動会、ふれあい祭り、お遊戯会、懇談会などがあります。</p>		
A-2-(2) 保護者等の支援		
A⑱	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a・b・c
<p><コメント> 送迎時など日々のコミュニケーションを通じて保護者との信頼関係を築くことができるよう、全職員が園児の状態を把握するために情報を共有するように努められています。保護者から相談に応じる体制や、気になる保護者に対しては送迎時に声かけをするようにされていることがうかがえました。</p>		

A⑱	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>こども家庭庁が策定した「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対等に関するガイドライン」を基に取り組まれています。朝の来園時や視診の時など、子どもの心身の様子を把握するように努められていることがうかがえました。何か気がついたこと、気になることがあれば、園長に報告し、園として対応されていることがうかがえました。</p> <p>今後は、より一層職員の理解を促すために研修の実施などの取組の工夫が期待されます。</p>		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A⑳	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>全国保育士会の、「保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト～「子どもを尊重する保育」のために～」を職員は年に2回セルフチェックを実施されています。評価結果にもとづき、言葉の掛け方等、同じ様な悩みがあったら園長より「ここを気をつけましょう」と伝えていることがうかがえました。</p>		

(参考)

	第三者評価結果		
	a	b	c
共通評価基準（評価対象Ⅰ～Ⅲ）	17	28	0
内容評価基準（評価対象A）	13	7	0
合計	30	35	0